

香川県廃棄物処理計画の概要

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

廃棄物の減量化、リサイクルの推進のため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」など各種リサイクル法制の整備が行われるとともに、廃棄物処理の適正化を目指し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の数次にわたる改正が行われ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する法的基盤が着実に整備されている。

今後とも社会や経済が持続的に発展をしていくためには、法的基盤の整備に加え、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済システムを見直し、3R（廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））と廃棄物の適正処理の推進を図り、資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

循環型社会の構築を図るためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に取り組む必要があり、これらを進める基本的方策として「香川県廃棄物処理計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、「香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）」に基づく「香川県環境基本計画」の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針である「せとうち田園都市香川創造プラン」の部門計画。

3. 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間。

4. 対象とする廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（し尿を除く）とする。

なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、香川県全域生活排水処理構想（平成19年10月策定）に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適切な処理を推進する。

数値目標

1. 一般廃棄物（し尿を除く）

	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)	平成 24 年度 (直近)
総排出量	33.9 万 t	30.5 万 t	33.0 万 t
リサイクル率 (再生利用量)	20.9% (7.1 万 t)	24% (7.3 万 t)	19.9% (6.6 万 t)
最終処分量	4.3 万 t	3.5 万 t	3.9 万 t
1 人 1 日あたり排出量	914 g	854 g	898 (891※) g

(※) については総人口に外国人人口を含む数値を用いて計算

総排出量 : 平成 21 年度実績に対し、10%削減
 リサイクル率 : 前計画の目標を据え置き
 最終処分量 : 平成 21 年度実績に対し、18%削減
 1 人 1 日あたり排出量 : 平成 21 年度実績に対し、60 g 削減

2. 産業廃棄物

	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)	平成 24 年度 (直近)
総排出量	241.3 万 t	234 万 t	243 万 t
リサイクル率 (再生利用量)	68.4% (165.1 万 t)	70% (163.8 万 t)	69.9% (169.9 万 t)
最終処分量	21.2 万 t	20 万 t	18.7 万 t

総排出量 : 平成 27 年度推計値 243.9 万 t から 10 万 t 削減
 リサイクル率 : 前計画の目標を据え置き
 最終処分量 : 平成 21 年度実績に対し、5%削減

目標達成に向けた施策

計画の基本
目標

施策の柱

施策の展開

主な取組内容

資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築	廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進	■リデュース意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民や事業者への3Rの普及啓発 ○環境教育・環境学習の推進 ○民間団体との連携
		■リデュースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい消費行動の推進 ○生産・流通段階でのリデュース ○市町におけるリデュースの促進
	再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進	■リユース、リサイクル意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民や事業者への3Rの普及啓発 ○環境教育・環境学習の推進 ○民間団体との連携 ○リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等
		■市町におけるリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市町におけるリサイクルの促進
		■各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○拡大生産者責任の徹底 ○容器包装リサイクルの推進 ○家電リサイクルの推進 ○建設リサイクルの推進 ○食品リサイクルの推進 ○自動車リサイクルの推進 ○家畜排せつ物等のリサイクルの推進 ○レアメタルリサイクルの推進
		■環境産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発等への支援 ○リサイクル施設の整備促進 ○エコタウン事業の推進
		■リサイクル製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品等の認定と利用促進 ○グリーン購入の推進 ○再生資材の利用促進
		廃棄物の適正処理の推進	■廃棄物処理施設の確保
	■適正処理に対する指導・監督等		<ul style="list-style-type: none"> ○市町における適正処理の促進 ○排出事業者に対する指導・監督 ○処理業者、処理施設に対する指導・監督 ○適正処理を確保するための各種制度の適正な運用 ○優良な処理業者の育成 ○県外産物の搬入規制の堅持と適正な循環的利用の促進 ○不適正処理に対する迅速かつ厳正な対応
	■各種廃棄物の適正処理の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理体制の確立 ○感染性廃棄物の適正処理の推進 ○海岸漂着物等の適正処理の推進 ○農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理の推進 ○PCB廃棄物の適正処理の推進 ○アスベスト廃棄物の適正処理の推進
	■不法投棄対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○県民や事業者に対する啓発・指導 ○県民との協働による美化活動の推進 ○監視・通報体制の充実 ○関係機関との連携
	■豊島廃棄物等処理事業の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○豊島廃棄物等処理事業の推進

計画の推進

この計画の推進のためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に循環型社会構築に向けた取組みを行うことが必要である。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、積極的に3Rや適正処理に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を県民・事業者等に積極的に呼びかけるなど、県民、事業者等との連携と協力のもとに計画を推進する。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者にも最も身近な行政主体である市町との連携や支援を行い、一般廃棄物に関する3Rや適正処理を推進する。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ施策や事業の見直しを行いながら、計画の達成を目指す。